

[事案 28-236] 年金原資一括支払請求

・平成 29 年 4 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社から事前に据置期間満了の電話案内がなかったこと等を理由に、年金支払開始日後の据置期間の延長、終身年金の確定年金への変更および年金原資の一括支払を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 9 月に契約した変額個人年金保険（保証期間付終身年金）について、年金原資一括受取のためには据置期間満了前に確定年金へ変更することが必要であるが、据置期間満了前に確定年金への変更の手続を行っていなかった。これは、それまで何回か据置期間の延長を繰り返していたところ、保険会社からの事前の電話案内が途中からなくなったことが理由であるため、据置期間の延長を認め、確定年金に変更したうえで、年金原資を一括で支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の据置期間延長の請求書は、据置期間満了後に当社に到達したので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結後の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に据置期間満了前に電話案内をする義務があると認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。